

秋田県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和3年7月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯の又前田線	横手市大森町八沢木字北野137番1地先から 字本木100番10地先まで	8.20～14.00	0.030
	新	湯の又前田線	横手市大森町八沢木字北野137番1地先から 字本木100番10地先まで	8.20～23.20	0.030

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和3年7月9日（金）から同月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）